

利用者負担について

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を行った市町村が定める利用者負担金（保育料）を当園にお支払いただきます。
- (2) 当園は、市町村から特定教育・保育に係わる教育・保育給付費を法定代理受領いたします。ただし、法定代理受領を受けない時は、支給認定保護者から、特定教育・保育費用の給付を受けるものとします。
- (3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担（実費負担）
前項の保育料のほか、教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる費用の支払を保護者の方にご負担していただきます。

種類	理由	額
1号認定 副食費 主食費（パン・麺・誕生会等） 預かり保育利用の場合のおやつ 預かり保育料（午後2時以降）	昼食費として（月額） おやつ代（月額） 保育料（月額）	昼食 3,000円 主食費 270円 おやつ 1,500円 保育料 3,700円
2号・3号認定 副食費 主食費（パン・麺・誕生会等）	昼食費として（月額）	昼食 4,500円 主食費 270円
会費	絵本代等として	年度当初 税込 440円
制服・制帽・通園カバン・スモック・ 運動着・運動帽子・上履き等購入代 （購入希望数量の品代）	登降園時、園生活時に 着用・使用するため	別途注文書等で案内
名札・連絡帳・出席ノート・おたよりケース・氏名印		税込 900円程度
クレパス・粘土・竹馬等教材費 （購入希望の品代のみ）	保育活動等で必要なため	別途注文書等で案内
保育教材「せんのあそび」		税込 370円～640円
絵本代（定期購読）		別途注文書等で案内
お楽しみ保育行事にかかる費用（5歳児）	特別行事経費として	園長が定める金額
その他当園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの	特別な活動経費として	園長が定める金額

*税込表示がない項目については非課税扱いとする。

*上記のほか教材費などの実費については、随時お知らせします。

*保護者会からの会費の徴収があります。